

コーポレートガバナンス基本方針

第1章 総則

第1条 (目的)

本基本方針は、日本製紙グループ（以下、「当社グループ」といいます。）が、次に掲げる企業グループ理念に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の指針を定めるものです。

企業グループ理念

理念 Mission ー社会の中での存在理由・意義ー

日本製紙グループは世界の人々の豊かな暮らしと文化の発展に貢献します

目指す企業像 Vision ー理念実現のために目標として目指す姿ー

以下の要件を満たす、社会から持続的に必要とされる企業グループ

1. 事業活動を通じて持続可能な社会の構築に寄与する
2. お客様のニーズに的確に応える
3. 社員が誇りを持って明るく仕事に取り組む
4. 安定して利益を生み出し社会に還元する

重視する価値 Value ー理念実現のために社員が重視する価値、判断基準ー

Challenge
Fairness
Teamwork

スローガン Slogan ー事業環境を織り込んだ当面の方針ー

木とともに未来を拓く～日本製紙グループ～

木とともに未来を拓く総合バイオマス企業として、これまでにない新たな価値を創造し続け、真に豊かな暮らしと文化の発展に貢献します。

日本製紙グループは、長年にわたって木を育み、紙を造り、暮らしや文化を支える製品を幅広く提供してきました。

健全な森林経営の実践とそこから産出される木材を余すことなく活用する様々な事業は、地球温暖化や資源枯渇の防止などの社会的な課題の解決に結びつき、持続可能な社会の構築に貢献しています。

そしてこれからも、未来に向けて再生可能な森林資源の価値最大化を目指し、木材の優れた特性を引き出した多彩な製品やサービスを提供し続けます。

第2条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性を一層高め、公正な経営を実現することを経営の最重要課題とします。業務執行と経営の監督の分離を確保するため、執行役員制度を採用するとともに、取締役会の監督機能の強化に努めます。また、当社はグループの経営の司令塔として、成長戦略を推進し、傘下事業をモニタリングし、コンプライアンスを推進します。当社は、以下の方針を定め、より一層コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

- ① 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- ② 当社は、社会的責任と公共的使命の重要性を認識し、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、厳しい自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
- ③ 当社は、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示を行い、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
- ④ 当社は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会の機能強化に取り組んでまいります。独立社外取締役の活用を進め、特に役員の人事・報酬に関する手続きの透明性を確保するため、任意の委員会を設置し、独立社外取締役をその主要な構成員とします。取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、取締役会の機能の向上に努めてまいります。
- ⑤ 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行います。

2. 取締役会は、当社のすべての役員・従業員が共有し、あらゆる活動の拠り所となる経営の基本原則として日本製紙グループ行動憲章および日本製紙行動規範を別途定めます。

第2章 当社のコーポレートガバナンス体制

第3条（取締役会の役割）

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最も適切な意思決定を行います。

2. 前項の重要な業務執行以外の業務の執行およびその決定については、代表取締役社長およびその他執行役員に権限委譲を行うとともに、取締役会は代表取締役社長およびその他執行役員の職務執行の状況を監督します。
3. 社外取締役は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会および経営陣等の業務執行ならびに当社と経営陣等との間の利益相反を監督します。
4. 取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る環境・社会的な課題の重要性に鑑み、当社グループ各社が果たすべき社会的責任に関する各種の理念および基本方針を定め、役員および従業員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら課題解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ、社会の持続可能な発展と当社グループの企業価値の向上を図ります。

第4条（取締役会の構成）

当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である12名以内とします。取締役会の構成は、グループの業務執行管理機能を担う持株会社に求められる実効性ある経営体制および取締役会における実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数とすることを基本としつつ、取締役会における多様性および専門性の確保の観点にも十分配慮して決定します。

2. 当社の取締役会は、各担当業務における業績とマネジメント能力に秀でた社内取締役と、専門的な知識や経験の豊富な社外取締役で構成することにより、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスおよび多様性を確保します。

第5条（取締役候補者の指名方針）

取締役会は、次に掲げる要件をいずれも備えることを条件に、幅広い多様な人材の中から当社取締役候補者を決定するものとします。

- ① 当社グループの経営管理および事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
 - ② 当社業務における社会的な責任・使命を十分に理解し、厳しい自己規律に基づいて、経営管理および事業運営を公正・的確に遂行しうる者。
2. 前項にかかわらず、社外取締役候補者は、次に掲げる要件をいずれも備えることを条件に、幅広い多様な人材の中から決定するものとします。
 - ① 東京証券取引所が定める独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと認められる者。
 - ② 当社の経営理念を理解し、当社グループの社会的な責務や役割に十分な理解を有する者。
 - ③ 社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における専門的知識や経験を生かして、当社の取締役および経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行う者。

第6条（監査役候補者の指名方針）

取締役会は、次に掲げる要件をいずれも備えることを条件に、幅広い多様な人材の中から、監査役会の同意を得て当社監査役候補者を決定するものとします。

- ① 当社グループの経営管理および事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
 - ② 公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性および透明性の向上に貢献しうる者。
2. 前項にかかわらず、社外監査役候補者は、次に掲げる要件をいずれも備えることを条件に、幅広い多様な人材の中から監査役会の同意を得て決定するものとします。
 - ① 東京証券取引所が定める独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないと認められる者。
 - ② 当社の経営理念を理解し、社会的な責務や役割に十分な理解を有する者。
 - ③ 社外監査役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における専門的知識や経験を生かして、中立的・客観的な視点で取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性および透明性の向上に貢献しうる者。

第7条（取締役および監査役の研修等の方針）

当社は、取締役および監査役がその役割および機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンスおよび財務会計その他の事項に関する情報を継続的に提供するとともに、各取締役および監査役が希望する外部研修への参加の機会を確保することにより、取締役および監査役の職務執行を支援してまいります。

2. 前項に加え、当社は、社外取締役および社外監査役に対し、その就任時および在任中適時に、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境および経営課題等につき、各所管部署または担当役員等から説明を行い、十分な理解が形成されるための機会を確保します。

第8条（取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針）

取締役の月次報酬は、当社における職責に応じて基準額を定め、そのうち70%を固定的に支給し、30%については、原則として中期経営計画の達成度に応じて増減したうえで支給します。基準額は、外部の客観的な調査データを活用し、当社の業績、事業規模、経営環境等を考慮して決定します。業績指標は、業績目標達成の動機づけとして有効に機能するように設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行います。

また、月次報酬のうち一定額を、役員持株会への拠出により当社株式の取得に当てます。なお、賞与、退職慰労金はありません。

2. 取締役については、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、株式給付信託による株式報酬を支給します。株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として信託を通じて取得する当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を、当該信託を通じて取締役に給付するものです。給付する株式数は、職責に応じたポイント数に基づき算出します。株式報酬の支給時期は、原則として取締役の退任時とします。なお取締役の固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の構成割合については、各報酬の目的を踏まえて適切に設定します。
3. 社外取締役および監査役については、月次報酬を固定的に支給します。なおその職責に鑑み、役員持株会への拠出は任意とします。

第9条（人事・報酬諮問委員会）

当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬諮問委員会を設置します。

2. 人事・報酬諮問委員会は、当社の取締役および監査役候補者の選任プロセス、資質および指名理由、独立社外役員にかかる独立性判断基準等ならびに役員報酬体系等に関して、取締役会から諮問を受けて、その適切性等について検討し、会社の業績等の評価も踏まえ、答申を行います。
3. 人事・報酬諮問委員会は、その委員を代表取締役社長、総務・人事本部長および独立社外取締役で構成し、事務局は人事部長とします。
4. 人事・報酬諮問委員会は、同委員会の委員である独立社外取締役の適切な関与・助言を得ながら、検討を進めます。

5. 取締役会は、人事・報酬諮問委員会の答申を得て、取締役・監査役候補者の指名および取締役の報酬等の決定を行います。

第3章 ステークホルダーの利益保護に関する対応

第10条（関連当事者間取引の管理体制）

当社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益等を害することがないように、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得ます。なお、当該取引については、重要な事実を取締役に報告します。

第11条（株式等の政策保有に関する方針）

当社は、事業の拡大・持続的発展のために様々な企業との協力関係の構築が不可欠と考えます。当社の企業価値向上のための長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との関係等を総合的に勘案し、政策的に必要と判断する株式を保有します。

2. 前項に基づき保有する上場株式（以下、「政策保有株式」といいます。）のうち、主要なものについては、保有するうえでの中長期的な経済合理性や、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し、取締役会に毎年定期的に報告を行います。
3. 当社は、政策保有株式にかかる議決権の行使については、その議案の内容を精査し、当該議案が当社および投資先企業の企業価値向上に資するか否かを判断したうえで適切に行使いたします。当社および投資先企業の企業価値を毀損するような議案については、賛成行使を行いません。

第12条（内部通報制度）

当社グループの従業員等が、不利益な取扱いを受ける危険を懸念することなく、法令、社会規範、企業倫理、社内規則等に違反する行為または不適切な行為について、日常の指示系統を離れてグループ内窓口や社外窓口に通報または相談できるよう、また、通報や相談が客観的に検証され適正に処理されるよう、内部通報制度（日本製紙グループヘルプライン）を設けます。

2. 内部通報制度の運用状況については、運営主管部署が運営責任者に都度報告し、運営責任者が必要に応じて取締役会に報告します。また、運営主管部署は当社グループの従業員等からの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告します。

第4章 株主等との対話

第13条（株主等との建設的な対話に関する方針）

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。

2. 当社は、株主等との建設的な対話を通じて、当社グループの経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾け、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収して経営に反映することで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

以上

附則

第1条（本基本方針の施行）

本基本方針は、平成27年11月5日から施行します。

第2条（本基本方針の改廃）

本基本方針の改廃は、取締役会の承認を要します。

以上

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

- (1) 会社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性ある内部統制システムの構築と法令および定款を遵守する体制を確立する。
- (2) 監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査する。

2. 「当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制」

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
法定文書、その他取締役の職務執行に係る文書については、文書管理規則などの定めるところに従い、適切に保存・管理する。
- (2) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社およびグループ会社の業務執行に係るリスクについては、リスクの個々の内容に応じて、主管する部署において必要な規則・ガイドラインを制定するほか、マニュアルに基づく教育・訓練を実施するなどリスクの未然防止に努めるとともに、万一の発生の際には、親会社および子会社が一体となり、当社グループとしての損失の拡大を防止するとともに、これを最小限にとどめるための必要な体制を整える。
- (3) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会などの各機関、組織が、取締役会規則、決裁規則、職務分掌規則などの意思決定ルールにより、有効に機能し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確立する。
 - ② 執行役員制度を導入し、取締役会による経営全般の監督機能および意思決定機能と執行役員による個々の部門の業務執行機能を切り分けて、責任と権限の所在を明確化する。
 - ③ 事業（グループ各社）ごとに、中期計画を策定し、課題・目標を明確化するとともに、年度ごとにそれに基づく業績管理を徹底して行う。

- ④当社グループ全体の発展を期するため、グループ経営戦略会議を必要に応じて開催し、事業分野ごとの経営戦略などグループに関する重要な事項について審議を行う。
- (4) 当社および当社子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①「日本製紙グループ行動憲章」および「日本製紙行動規範」を制定し、コンプライアンスの周知・徹底を図る。
 - ②経営監査室は、内部監査規則などに基づき、当社およびグループ会社の内部監査を行う。
 - ③当社グループの内部通報制度として「日本製紙グループヘルプライン」を構築し、厳正に運用する。
- (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ①グループの業務執行の適正を確保するため、グループ会社経営管理基本方針および関係会社業務規則を定め、当社への決裁申請、事前・事後報告制度等により、グループにおける経営管理を適正に行う。
 - ②監査役は、当社の監査役会に加えて、当社の主要グループ会社の監査役で組織する「日本製紙グループ監査役連絡会」を主宰し、監査方針、監査方法などを定期的に協議するほか、情報交換を実施するなど連携強化を図り、グループにおける業務執行の適正を確保する。
 - ③関係会社社長会を適宜開催し、主要グループ会社の現状と課題について報告を受ける。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ①監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。なお、その人事については、監査役会の事前の同意を要する。
 - ②監査役職務を補助すべき使用人は、監査役からの指示に従い、その指示に係る業務に優先的に従事することとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役、執行役員および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告する。また、監査役は、いつでも取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることができる。
 - ②その他、監査役に会社の情報が適正に伝わるよう、取締役、執行役員および使用人からの報告に限らず、会計監査人、顧問弁護士などとも密に情報交換が行える環境を整備する。
 - ③代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持つなど意思の疎通に努める。また、監査役の求めに応じて、重要な会議への監査役の出席を確保する
 - ④監査役は、「日本製紙グループ監査役連絡会」において、グループ会社の監査役から、当該会社の役職員から受けた報告の内容について、説明を受ける。
 - ⑤当社の「日本製紙グループヘルプライン」の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
 - ⑥「日本製紙グループヘルプライン」の運用に関する規則を定め、内部通報制度の利用者に対して

不利益な取扱いを行わないこと、および不利益な取扱いを行った者に対しては社内処分を課すことができる旨を明記する。

⑦当社は、監査役が定める監査計画に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑧当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(8) 当社および当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規則に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を適切に行う。また、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。

(9) 当社および当社子会社の反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たない。不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携をとり対応する。

以上

日本製紙グループ行動憲章

行動憲章

1. 将来にわたって持続的な発展に邁進し、事業活動を通じて社会に貢献する。
2. 国内・海外を問わず、法令およびその精神を遵守するとともに、高い倫理観と社会的良識をもって行動する。
3. 公正、透明、自由な企業活動を行う。
4. 社会的に有用かつ安全な製品・サービスの開発・提供を通じて、お客さまの信頼を獲得する。
5. 会社を取り巻く全ての利害関係者に対して、企業情報を積極的かつ公正に開示する。
6. 環境問題に積極的に取り組み、地球環境の維持、向上に努める。
7. 会社の発展と個人の幸福の一致を図り、夢と希望にあふれた会社を創造する。

日本製紙（株）行動規範

1. 社会的責務の遂行

- (1) 紙づくりを中心とした事業活動を通じて、また「良き企業市民」として社会に貢献する。
- (2) 海外においては、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を行う。
- (3) 反社会的勢力・団体とは断固として対決する。

2. 公正・透明・自由な企業活動

- (1) カルテル・談合行為や不適切な表示など、独占禁止法およびその関連法規・精神に反する行為は行わず、公正な商取引を行う。
- (2) 公務員への贈賄や違法な政治献金、利益供与などはもちろん、政治、行政とのもたれ合いや、癒着と取られるような行為は行わない。
- (3) 社会常識や一般ビジネス慣習に反する接待・贈答などは行わない。

3. お客様の信頼獲得

- (1) 社会的に有用で、高い品質と安全性を備え、環境にも配慮した製品・サービスを安定して提供する。
- (2) お客様が合理的に選択できるように、品質表示などの製品情報を正確かつ公正に提供する。
- (3) あらゆる機会を通じて、お客様の声に耳を傾け、お客様の満足度の極大化を図る。

4. 企業情報の厳正な取り扱い

- (1) 経営情報、知的財産権、お客様情報、個人情報などの重要な情報を適正かつ厳正に管理する。
- (2) お客様情報や競合会社の情報などを不正手段により入手したり、利用しない。
- (3) 他の者の知的財産権を尊重する。

5. 企業情報の公正かつ積極的な開示

お客様、消費者、株主、投資家、取引先、地域社会、行政機関、従業員など利害関係者に対して、経営に関する情報はもちろん、環境への取り組みや社会貢献活動など公正かつ信頼性のある情報を積極的に開示する。

6. 地球環境への積極的取り組み

- (1) 植林事業を推進し、持続可能な木材資源の造成および有効活用を図る。
- (2) 省エネルギー、古紙利用など、限られた資源の有効活用を推進する。
- (3) 企業活動に伴って発生するあらゆる排出物、廃棄物を管理し抑制する。
- (4) 環境と調和する製造技術および製品・サービスの研究・開発を行う。

7. 社員の心構え

- (1) 会社の発展と個人の幸福の一致を図るため、向上心とチャレンジ精神を持って行動する。
- (2) 法令や社会規範の遵守を踏まえた上で、自分の行動に責任を持つ。
- (3) お互いの人権を尊重し、相手の立場を考えて行動する。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、職務上の地位を私的な利益のために用いない。
- (5) 業務上および社内で知り得た非公開情報を私的に利用しない。

情報開示基本方針（ディスクロージャー・ポリシー）

1. 情報開示の基本姿勢

日本製紙グループ（以下「当社グループ」という）は、行動憲章および行動規範に則り、会社を取り巻くすべての利害関係者（ステークホルダー）に対して、企業情報を積極的かつ公正に開示し、企業経営の透明性を一層高めていくことを基本方針としています。

2. 情報開示の基準

1. 当社グループは、会社法・金融商品取引法等関係諸法令、証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定（以下「適時開示規則」という）に従い、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行います。
2. 諸法令や適時開示規則に該当しない情報であっても、利害関係者（ステークホルダー）をはじめ広く社会の皆さまに役立つ情報については、当社グループにとって有利・不利にかかわらず、可能な範囲で迅速かつ正確に開示します。

3. 情報開示の方法

1. 適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所の提供する TD-NET および関係する記者クラブなどの報道機関に公開します。
2. 適時開示規則に該当しない情報については、その重要性および緊急性に応じて、ニュースリリースや記者会見など適切な方法により開示します。
3. 上記（1）および（2）の方法により開示された情報については、本ホームページに速やかに掲載します。

4. 沈黙期間

当社グループは、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としており、決算に関する質問への回答やコメントを原則として差し控えることとしています。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく外れることが明らかになった場合には、適宜、適切な方法により情報開示を行います。

5. 免責事項

1. 開示情報のうち、歴史的事実でないものは将来の業績等に関する見通しであり、これらは、現時点で入手可能な情報による判断および仮定に基づいています。
実際の業績は、経済情勢等の外部環境の変化およびさまざまな不確定要素により、見通しと大きく異なる可能性があることをご承知おきください。
2. 開示情報の内容については細心の注意を払っておりますが、開示情報の内容およびリンク先の情報の内容の正確性を保証するものではありません。また、データのダウンロード等によって生じた障害に関しましては、当社グループは一切責任を負うものではありませんのでご承知おきください。

3. 開示情報は、当社グループへのご理解を深めていただくことを目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。投資に関する決定は、ご自身の判断と責任において行われるようお願いいたします。

6. 開示情報および情報開示基本方針の変更について

1. 当社グループは、開示情報を予告無しに変更することがありますので、あらかじめご承知おきください。
2. 当社グループは、本情報開示基本方針を適宜見直し、予告無しに内容を変更することがありますので、あらかじめご承知おきください。

原材料調達に関する理念と基本方針

(2005年10月5日制定、2022年9月1日改定)

【はじめに】

日本製紙グループは、2005年10月5日に「原材料調達に関する理念と基本方針」を制定して以来、環境と社会に配慮したグローバル・サプライチェーン・マネジメントを通じ、広くステークホルダーに信頼される原材料調達体制の構築に取り組んでいます。今般、日本製紙グループが掲げる「世界の人々の豊かな暮らしと文化の発展に貢献します」との理念の実現に向けて、人権尊重や気候変動などへの対応をより実効的なものとするため、「原材料調達に関する理念と基本方針」を改定しました。さらに、日本製紙グループの事業基盤である、森林から調達する資源については、「木質資源の調達指針」を新たに制定しました。

これらは、「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」などのガイドラインを参考に、外部専門家の助言の下に作成しております。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を指針として、「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」などの人権に関する国際規範に従って策定された「日本製紙グループ人権方針」に定める内容に準拠しています。

これらを日英2つの言語で日本製紙グループのウェブサイトを開示することにより、すべてのステークホルダーに周知します。また、基本方針及び指針に基づき、リスクの最小化・改善プロセスを行い、サプライヤーとともに持続可能なサプライチェーンの構築に取り組みます。

■ガバナンス

本方針と指針は、日本製紙株式会社取締役会の監督の下、日本製紙グループ原材料委員会において、社会情勢や事業動向の変化を踏まえ、年に一度見直しを図っていきます。

■適用範囲

日本製紙株式会社および連結子会社が製品を製造するために調達するすべての原材料・燃料

【理念】

私たちは、調達活動における社会と環境に関わる課題把握と問題解決に努め、サプライヤーと協働して持続可能な原材料調達を行い、世界の人々の豊かな暮らしと文化の発展に貢献します。

【基本方針】

1. 法令遵守と公平公正な取引

- (1) 国際規範を尊重し、関連する法規法令を遵守します。
- (2) 公正な取引を行い、公平な競争機会を提供します。
- (3) 調達活動を通じて得られた情報を適切に管理します。

2. 社会課題解決への取り組み

- (1) サプライチェーンにおける人権尊重*への取り組みを進め、人権侵害および労働者の権利侵害が行われないように努めます。

* 差別・ハラスメントの禁止、強制労働・児童労働の禁止、労働者の権利(団結権・団体交渉権・団体行動権)の尊重、低賃金労働や長時間労働の防止、労働安全衛生の確保、など

- (2) 原材料調達を行う地域において、地域社会の権利尊重*への取り組みを進め、地域社会との共存・地域の発展に努めます。

* 土地・資源利用にあたり地域社会への事前の十分な情報提供と理解を求めること、先住民族の権利・文化の尊重、地域住民への支援や就労機会の提供、など

- (3) 人権侵害に繋がる違法伐採木材や紛争鉱物などの資源は調達しないよう、確認を行います。

注) 本方針 2 は、「日本製紙グループ人権方針」に準拠

3. 環境課題解決への取り組み

- (1) 森林資源・水資源の持続可能な利用と、保全に取り組みます。
- (2) 生物多様性に与える影響を最小限にし、その保全に取り組みます。
- (3) 気候変動への対応として、省エネルギー・温室効果ガス排出削減に繋がる調達に努めます。
- (4) 循環型社会構築のために、古紙などのリサイクル原料の活用推進による資源の有効活用、廃棄物の削減に努めます。
- (5) 化学物質の管理、取り扱いが適正になされている原材料を調達し、環境負荷の低減に努めます。

4. トレーサビリティの確保とモニタリング

- (1) リスクに応じたトレーサビリティの確認と、調達活動におけるサプライチェーン全体での本方針 1~3 の実践に努めます。
- (2) 本方針 1~3 の実践のために、モニタリングを行い、リスクと影響を最小限にします。
- (3) 本方針 1~3 に適合しないサプライヤーへは対話・改善要請および支援を行い、改善されない場合は取引を見直します。

5. ステークホルダーとのコミュニケーション

- (1) ステークホルダーとの対話を通じて、調達活動における改善プロセスに繋がります。
- (2) 当社グループの調達活動における取り組みについて、積極的な情報開示を行います。

木質資源の調達指針

(2022年9月1日制定)

木質資源については、「原材料調達に関する理念と基本方針」の下、同方針に定める人権などの社会課題や環境課題への対応に加え、以下の指針に沿った調達に努め、持続可能な森林資源の利用を行います。

※日本製紙株式会社および連結子会社が製品を製造するために調達する原木、木材製品、製紙用木質チップ・パルプ、木質燃料を対象

1. 違法伐採された木材の調達は行わない。
2. 森林破壊ゼロを目指し、森林減少・劣化に加担する調達は行わない。
3. 生物多様性などの高い保護価値(HCV)、高い炭素貯蔵量(HCS)を持つ森林の破壊に加担する調達は行わない。
4. 森林のCO2吸収・固定量拡大に繋がる資源造成、資源調達を推進する。
5. 林業活性化を目指し、当社グループ製品への国産材(製造国原産の木質資源)の活用を推進する。
6. 製材廃材・建築廃材などのリサイクル材や未利用材の活用を推進する。
7. 森林認証制度などの第三者認証や監査を受けた木質資源の調達拡大を推進する。
8. 調達する木質資源の原産地、森林の種類・管理方法を確認できるよう、トレーサビリティを確保する。
9. サプライヤーとの対話・エンゲージメントを積極的に行い、サプライチェーン全体でのコミュニケーション向上を推進する。

日本製紙グループ環境憲章

(2001年3月30日制定、2007年3月30日改定)

理念

私たちは、生物多様性に配慮した企業活動を基本とし、長期的な視野に立って、地球規模での環境保全に取り組み、循環型社会の形成に貢献します。

基本方針

1. 地球温暖化対策を推進します。
2. 森林資源の保護育成を推進します。
3. 資源の循環利用を推進します。
4. 環境法令の順守はもとより、さらなる環境負荷の低減に努めます。
5. 環境に配慮した技術・製品の開発を目指します。
6. 積極的な環境コミュニケーションを図ります。

生物多様性保全に関する基本方針

(2016年4月1日制定)

理念

日本製紙グループは、森林資源を事業基盤とする企業グループとして、生物多様性が生み出す自然の恵みに感謝し、生物多様性の保全を通じて生態系サービスを楽しみ続けることができる持続可能な循環型社会の構築を目指します。

基本方針

1. 生物多様性の保全を重要な社会課題と位置づけ、生態系サービスの持続可能な利用と事業活動との調和に努めます。
2. 国境を越えた生態系サービスの利用が生物多様性に与える影響をサプライチェーンマネジメントを通じて認識し、その利用を適切に管理します。
3. リサイクルおよび省資源に積極的に取り組むことにより、環境負荷が生物多様性に与える影響の低減に努めます。
4. 生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用に貢献する技術、製品、サービスの開発を推進します。
5. 生物多様性に関する社員の意識の向上に努め、ステークホルダーと連携して生物多様性を育む社会づくりに貢献します。

製品安全に関する理念と基本方針

(2004年10月1日制定、2014年8月1日改訂)

理念

私たちは、設計・製造・供給・廃棄の全ライフサイクルを通じて安全性を追求し、社会から信頼される製品・サービスを提供します。

基本方針

1. 安全な製品・サービスを提供し、お客さまからの継続した信頼に応えます。
2. 製品・サービスの安全を確保するために関係法規、関係基準を遵守します。国内法規のみならず、グローバルな視点からの安全性を追求します。
3. 製品の安全性・機能・正しい使用法に関する的確な情報を、お客さまに提供します。
4. 製品・サービスに関する安全管理体制を確立し、グループの全従業員に製品安全への意識を徹底します。

日本製紙グループ人権方針

日本製紙グループは、2004年10月1日に「人権と雇用・労働に関する理念と基本方針」を制定し、差別の禁止、強制労働・児童労働の禁止等の人権の尊重を定めました。2005年10月5日には「原材料調達に関する理念と基本方針」を制定し、サプライチェーン全体における人権を尊重することを基本方針として、原材料調達におけるステークホルダーとの対話を推進してきています。今般、日本製紙グループが掲げる「世界の人々の豊かな暮らしと文化の発展に貢献します」との理念の実現に向けて、人権尊重をより実効的なものとするため、これまでの取り組みを踏まえて、日本製紙グループ人権方針を制定しました。

本方針は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を指針として、「国際人権章典」で挙げられた基本的権利に関する原則および、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」などの人権に関する国際規範に従い、外部専門家の助言の下に作成されており、2022年5月30日に日本製紙株式会社の取締役会において承認されました。

なお、本方針は日英2つの言語で作成し、日本製紙グループのウェブサイトを開示することにより、すべてのステークホルダーに周知されています。

■適用範囲と取引先への期待

本方針は、日本製紙グループのすべての役員と社員に適用されます。

日本製紙グループは、サプライヤー等の取引先に対しても、協働して人権尊重の取り組みを推進することを期待して、本方針の支持と遵守を働きかけていきます。

■適用法令の遵守

日本製紙グループは、事業活動を行うそれぞれの国・地域における法と規制を遵守します。但し、各国・地域の法令等と国際的な人権の原則に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求していきます。

■人権デュー・ディリジェンス

日本製紙グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく手順に従い、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響を防止または軽減することに努めます。

■ステークホルダーとの対話・協議

日本製紙グループは、本方針の取り組みにおいて、事業活動の影響を受けるステークホルダーとの協議を、誠意をもって行います。

■教育

日本製紙グループは、本方針が適切に実行されるために、すべての役員と社員に対し定期的な教育を行います。

■救済

日本製紙グループは、直接的または間接的に、人権に対する負の影響を引き起こすようなことがあった場合には、既存の仕組みを活用し、対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。具体的には、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則った救済メカニズムとして、すべての役員と社員が相談・通報できる「日本製紙グループヘルプライン」を周知・運用するとともに、社外から通報ができるウェブサイト上の「日本製紙グループに関するお問い合わせ」の運用等を行います。

■情報開示

日本製紙グループは、人権に関する取り組みについてウェブサイト等で報告します。

■人権に関する重点課題

日本製紙グループは、人権に関する当社の重点課題を別表のとおり認識し、本方針に基づき人権尊重の取り組みを進めます。重点課題は、社会情勢や事業動向の変化を踏まえ、適宜見直しを図ります。

制定年月日 2022年5月30日

添付【別表】

以上

【別表】

<p>1. 差別・ハラスメントの禁止</p> <p>国籍・人種・出身地・性別・年齢・宗教・疾病・障がい、性的指向、性的自認などによる差別、あらゆるハラスメント行為（セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど）を行いません。</p>
<p>2. 強制労働・児童労働の禁止</p> <p>いかなる就業形態においても、強制労働をさせません。また各国・地域の法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。</p>
<p>3. 労働者の権利の尊重</p> <p>労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権を尊重し、低賃金労働や長時間労働の防止を図ります。</p>
<p>4. 働きやすい環境の整備</p> <p>職場の労働安全衛生と、労働者のワークライフバランスの重要性を理解し、身体的・精神的な健康の増進に努めます。また、多様な人材の個性と能力を活かす仕組みを構築・維持し、個人の能力・スキル向上を支援する人材育成・能力開発を推進します。</p>
<p>5. 地域・社会との共生</p> <p>社会的に立場の弱い人々（子ども、高齢者、先住民族、移民、民族的・種族的少数者等）を含む地域社会の人々に対して事業活動が影響を与える可能性、および、性別やその他の属性によって異なるリスクがありうることを理解し、地域社会との共生を図ります。また、将来世代が安心して暮らせる環境の保全に努めます。</p>

安全防災に関する理念と基本方針

(2004年10月1日制定)

理念

私たちは、安全と健康の確保は企業の社会的責任と認識し、快適で働きやすい職場環境を実現するとともに、事故・災害の防止に向けて不断の努力を行います。

安全衛生に関する基本方針

1. 労働安全衛生法を順守します。
2. 自主基準を設け、日常管理を強化します。
3. 管理体制を整備し、役割・責任・権限を明確にします。
4. 安全衛生教育の充実を図ります。
5. 作業環境を整備し、安全で快適な職場づくりを目指します。

防災に関する基本方針

1. 防災関係法令を順守します。
2. 自主基準を設け、日常管理を強化します。
3. 管理体制を整備し、役割・責任・権限を明確にします。
4. 防災教育・訓練の充実を図ります。
5. 関係行政・地域社会と連携し、情報の共有化を図ります。

社会貢献活動の理念と基本方針

(2004年4月1日制定)

理念

私たちは社会の一員として、誇りを持って社会全体の発展に貢献する活動を行います。

基本方針

1. 文化の継承・発展に寄与する活動を行います
2. 地球環境の保護・改善に貢献する活動を行います
3. 地域社会の発展に役立つ活動を行います